

大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を改正する条例を公布する。
平成28年 8 月 17 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第11号

大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を改正する条例

第1条 大阪広域水道企業団暴力団排除条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（個人情報の収集及び提供） 第13条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）<u>第2条第3号</u>に規定する実施機関は、この条例の<u>規定</u>に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（大阪広域水道企業団個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。 2 実施機関は、この条例の<u>規定</u>に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供するものとする。	（個人情報の収集及び提供） 第13条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）<u>第2条第2号</u>に規定する実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（大阪広域水道企業団個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。 2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供するものとする。

第2条 大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（個人情報の収集及び提供） 第13条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）<u>第2条第4号</u>に規定する実施機関は、この条例の<u>規定</u>に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（大阪広域水道企業団個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。 2 （略）	（個人情報の収集及び提供） 第13条 大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）<u>第2条第3号</u>に規定する実施機関は、この条例の<u>規定</u>に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、必要な個人情報（大阪広域水道企業団個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するものとする。 2 （略）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、規則で定める日から施行する。